

# 教 育 公 報

## 三重県教育委員会

### 目 次

告 示	三重県立博物館、三重県立美術館及び斎宮歴史博物館観覧料免除要綱の 廃止 .....	生涯学習室	1頁
訓 令	三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令 .....	人材政策室	1頁
公 告	公立学校の廃止届の受理 .....	学校施設室	4頁
	公立学校の設置届の受理 .....	学校施設室	4頁

### 告 示

三重県教育委員会告示第12号

三重県立博物館、三重県立美術館及び斎宮歴史博物館観覧料免除要綱（平成二年三月教育委員会告示第九号）を次のとおり廃止します。

平成20年 3月31日

三重県教育委員会教育長 安 田 敏 春

- 1 廃止年月日 平成20年 3月31日
- 2 廃止の理由 「委員会等の職員等に対する知事の権限の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則」（平成二十年三重県規則第四十六号）の施行に伴い、「教育委員会の所掌に係る事務に関し、三重県税外収入通則条例（昭和三十九年三重県条例第十三号）第二条の規定による分担金、使用料若しくは手数料の徴収の猶予又は減免に関すること。」から、三重県立博物館、三重県立美術館及び斎宮歴史博物館の管理運営及び事業に関する事務が除かれるため。

### 訓 令

教委訓第 5号

局 中 一 般  
教育関係機関

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年 3月31日

三重県教育委員会教育長 安 田 敏 春

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程（平成 8年教委訓第 4号）の一部を次のように改正する。

別表第 1（1）の表第 2号の項中「事務事業目的評価表」を「基本事業補足シート」に改め、同表第 3号の項中「規則等」を「規程」に改め、同表第 8号の項中「第 9条第 1項」を「第 8条第 1項」に、「第 9条第 2項」を「第 8条第 2項」に改める。

別表第 2（1）の表に次の 1項を加える。

7	三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号）の施行に関する事務	規則第 8条第 1項の規定による金品亡失（損傷）報告書の受理（異例又は重要と認められるものを除く。）								
---	----------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第2(2)の表第9号の項中「関する」の次に「認可又は」を加え、同項第1号中「場合を除く。）」の次に「の規定」を加え、同項に次の1号を加える。

		2 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第25条及び第26条の規定による届出の処理											
--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第2(2)の表第12号の項第5号中「第3条第2項」の次に「から第4項」を加え、同表第13号の項を次のように改める。

13	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)の施行に関する事務(公立学校教職員に係るものを除く。)	1 法第2条第1項の規定による育児休業の承認													
		2 法第3条第3項の規定による育児休業の期間延長の承認													
		3 法第5条第2項の規定による育児休業の承認の取消し													
		4 法第6条の規定による臨時的任用の承認													
		5 法第10条第1項の規定による育児短時間勤務の承認													
		6 法第11条第2項の規定による育児短時間勤務の期間延長の承認													
		7 法第12条の規定による育児短時間勤務の承認の取消し													
		8 法第19条第1項の規定による部分休業の承認													
		9 職員の育児休業等の承認の請求手続等に関する規則(平成4年三重県人事委員会規則12-11)第5条第1項の規定による届出に関する事務													

別表第2(2)の表第17号の項に次の1号を加える。

		5 履歴事項等の証明											
		(1) 県立学校教職員に係るもの											
		(2) 小中学校教職員に係るもの											

別表第2(2)の表第22号の項を次のように改める。

22	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)の施行に関する事務	1 法第2条第1項の規定による育児休業の承認												
		(1) 県立学校教職員に係るもの												
		(2) 小中学校教職員に係るもの												
		2 法第3条第3項の規定による育児休業の期間延長の承認												

(1) 県立学校教職員に係るもの									
(2) 小中学校教職員に係るもの									
3 法第5条第2項の規定による育児休業の承認の取消し									
(1) 県立学校教職員に係るもの									
(2) 小中学校教職員に係るもの									
4 法第6条の規定による臨時的任用の承認									
(1) 県立学校教職員に係るもの									
(2) 小中学校教職員に係るもの									
5 法第10条第1項の規定による育児短時間勤務の承認									
(1) 県立学校教職員に係るもの									
(2) 小中学校教職員に係るもの									
6 法第11条第2項の規定による育児短時間勤務の期間の延長									
(1) 県立学校教職員に係るもの									
(2) 小中学校教職員に係るもの									
7 法第12条の規定による育児短時間勤務の承認の取消し									
(1) 県立学校教職員に係るもの									
(2) 小中学校教職員に係るもの									
8 県立学校教職員にかかる法第19条の規定による部分休業の承認									
9 職員の育児休業等の承認の請求手続等に関する規則（平成4年三重県人事委員会規則12-11）第5条第1項の規定による届出に関する事務									

	(1) 県立学校教職員に係るもの								
	(2) 小中学校教職員に係るもの								

別表第2(4)の表中「生涯学習」を「社会教育及びスポーツ」に改め、同表第6号の項を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号から第12号までを削り、第13号を第8号とし、第14号から第16号までを5号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

公 告

公立学校の廃止届を次のとおり受理しました。

平成20年3月31日

三重県教育委員会

名 称	廃止しようとする日	廃止の理由
度会町立内城田小学校	平成20年3月31日	4校(内城田小、中川小、一之瀬小、小川郷小)を統合し、度会小学校を設置するため。
度会町立中川小学校		
度会町立一之瀬小学校		
度会町立小川郷小学校		

公立学校の設置届を次のとおり受理しました。

平成20年3月31日

三重県教育委員会

名 称	設置しようとする日	設置の理由
度会町立度会小学校	平成20年4月1日	4校(内城田小、中川小、一之瀬小、小川郷小)を統合し、度会小学校を設置するため。